

# 介護保険負担限度額認定証の更新時期です！

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する低所得の方の食費・居住費の助成制度について、令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図るため、食費の負担額の見直しが行われます。

## 〈改正内容〉

- ① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

### 補足給付の預貯金

#### 要件の見直し

年金収入等※80万円以下(第2段階)

R3.7月まで → 見直し後(R3.8月～)

**単身 650万円、夫婦 1,650万円**

年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)

単身 1,000万円

**単身 550万円、夫婦 1,550万円**

年金収入等 120万円超(第3段階②)

夫婦 2,000万円

**単身 500万円、夫婦 1,500万円**

※年金収入等=公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額

### 食費の負担限度額の見直し

#### 施設入所者

#### ショートステイ利用者

R3.7月まで → 見直し後(R3.8月～)

R3.7月まで → 見直し後(R3.8月～)

年金収入等※80万円以下(第2段階)

390円

390円

390円

**600円**

年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)

650円

650円

650円

**1,000円**

年金収入等 120万円超(第3段階②)

650円

**1,360円**

650円

**1,300円**

補足給付の対象ではない方\*

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

(注)居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

参照：厚生労働省（令和3年度5月28日介護保険最新情報）

## ○更新申請の取り扱い

令和3年8月からの制度改正にともない、すべての申請者について通帳(定期預金含む)、有価証券等の写しの添付を必須とします。

※生活保護受給者・境界層該当者については、引き続き添付は不要

※令和2年度と令和3年度分の申請書は様式が異なりますので、ご注意ください。

## ○注意点

- ・6～7月は、令和3年8月以降利用分の更新申請をされる方と、6、7月利用分の新規申請をされる方が混在する時期となっております。更新申請の際には、忘れずに申請書右上の「更新」に○をしたうえ、事前申請欄に□してください。また、新規申請される方は、令和2年度分の「新規」に○をした申請書と、令和3年度分の「更新」に○をした申請書の2枚が必要になります。
- ・境界層該当者は、7月までに生活福祉課に生活保護の申請をする必要があります。  
引き続き、境界層該当としての軽減を受ける場合に必要な手続きですので、各施設において必ずご案内をお願いいたします。（令和2年度分で境界層該当者の利用施設には、境界層該当一覧を同封しておりますので、ご確認ください。）
- ・負担限度額認定決定通知書の発送は、8月上旬以降に順次発送予定です。
- ・適用開始年月日は、負担限度額認定申請書を当市で受理した日の属する月の初日からとなります（8月以降の更新申請を事前にした場合は、8月1日からの適用となります）。申請書の提出は必ず利用開始月中に申請いただく等のご配慮をお願いいたします。
- ・負担段階は、お電話や窓口ではお答えできかねます。また、事前にお知らせすることもできませんので、発送される負担限度額認定決定通知書でご確認ください。
- ・例年、申請書の提出の有無に関する問い合わせが多く見受けられますが、提出の有無に関する問い合わせには対応いたしませんので、不安な場合には再度申請書をご提出ください。
- ・負担限度額認定申請書の様式を当市ホームページにも掲載しております。  
※ 弘前市トップ → お役立ちメニュー：申請書ダウンロード  
→ 介護福祉課 → 介護保険食費・居住費の負担限度額の認定の申請
- ・同封いたしております、「介護保険負担限度額認定申請について（参考）」を必ずご確認ください。

★前年度以前より介護保険施設へ継続入所をされている方・ショートステイの定期的な利用が見込まれる方については、できるだけ施設でとりまとめて申請書を提出いただきますようお願いいたします。（とりまとめていただく際には、更新申請と新規申請の区別がはっきりつくような形での提出をお願いいたします。）

★個人番号が不明の場合は、未記入で申請いただいても受け付け可能とします。